

無期雇用社員への転換について



無期雇用社員転換とは、一定の条件を満たした派遣社員が希望する場合に、契約期間の定めのない無期雇用契約に転換することです。

①適用条件

同一の派遣先での勤務が通算して3年以上に達した場合、または当社の通算雇用期間が5年を超える場合、派遣社員は無期雇用への転換を申し込む権利を持つことができます。

②契約の更新回数

契約が6ヶ月以上の期間にわたって更新されていることが条件となります。

③手続きの流れ

派遣社員は、担当コーディネーターに無期雇用化の申し込みを行ってください。
この申し込みは、契約期間が終了する日の3ヶ月前までに行う必要があります。

④申し込み後の対応

申し込みを受け付けた後、責任者が派遣社員本人と面談を行い、結果を派遣社員に通知します。

⑤契約の締結

無期雇用転換が承認された場合、当社と派遣社員の間で無期雇用契約が締結されます。

⑥無期雇用転換後の待遇

無期雇用へ転換された派遣社員の待遇は、これまでの契約社員としての条件に基づきますが、契約期間の定めが無しとなります。

